

概要版

宮津市都市計画マスタープラン

令和3年12月

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 で定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」にあたり、市が定める都市づくりの指針です。

本マスタープランは、社会・経済情勢や市民の生活様式の変化に合わせた健全で魅力ある都市の実現に向け、市民・事業者・行政が一体となって、次代の新しいまちづくりを推進するための、土地利用、都市施設の整備方針などを定めるものです。

◆計画改定の背景◆

- 本市では、平成 17 年 11 月に「宮津市都市計画マスタープラン」を策定し、その目標年度を平成 32 年度（2020）として設定していました。そのため、令和 3 年度（2021）以降は新たな都市計画マスタープランを策定する必要があります。

◆計画の目的・役割◆

《目的》



《役割》

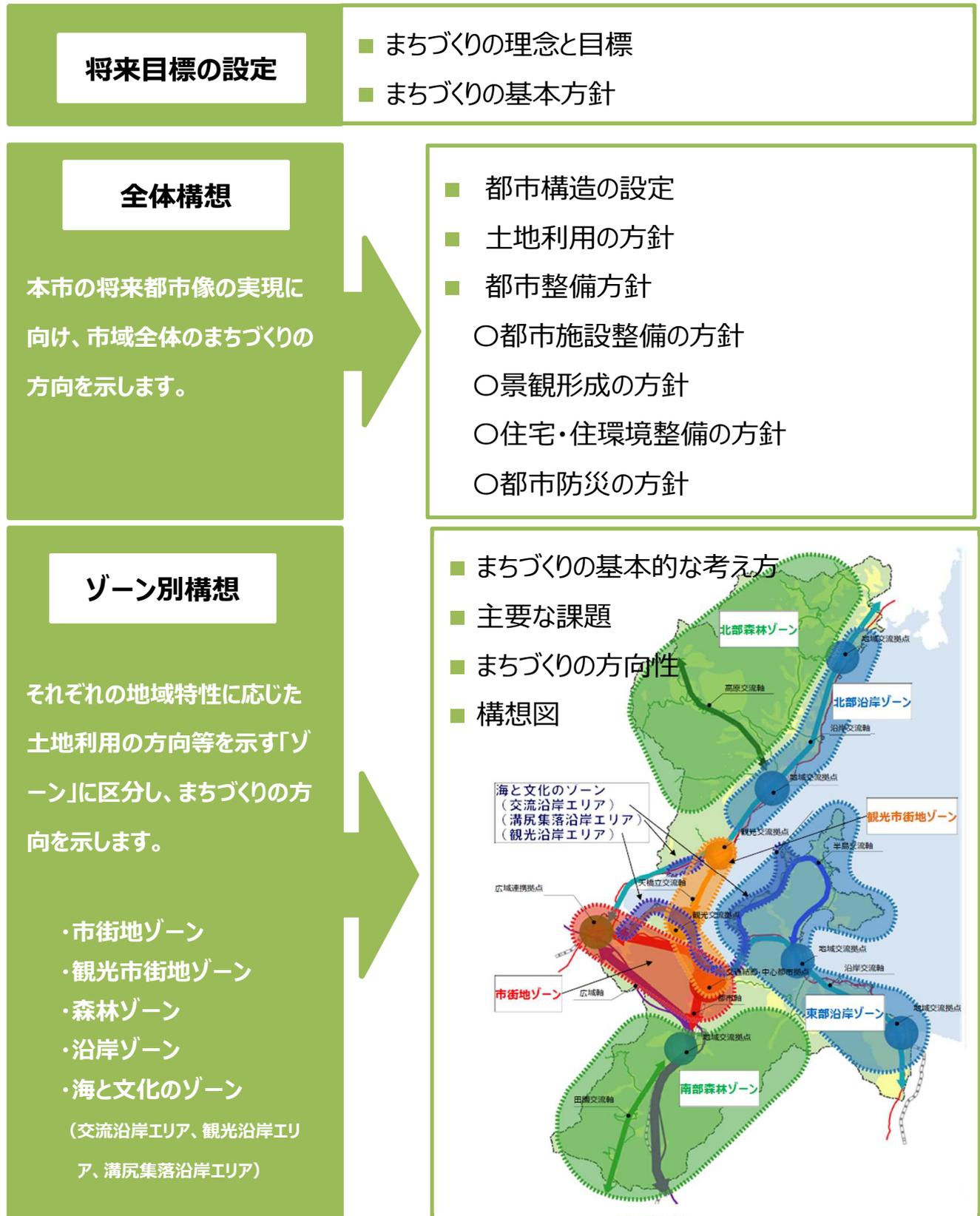
- 将来の目標となる具体的な都市像を示す
- 具体的な都市像を実現するための都市計画施策を明確にし、個別の都市計画の調整を図る
- 個別の都市計画の決定・変更の指針とする
- まちづくりに関わる市民と行政の適切な役割分担のもとに、市民と行政が協働で進める方向を示す

◆計画の範囲と目標年度◆

- ・計画範囲 : 宮津市域
- ・目標年度 : 令和 12 年度（2030）

2. 都市計画マスタープランの構成

- 市域全体のまちづくりの方向を示す「全体構想」と、地域におけるまちづくり方向を示す「ゾーン別構想」から構成されます。



3. まちづくりの理念と目標

◆目指すべき将来都市像◆

まちづくりの理念

共創

まちづくりの目標像

共に創る みんなが活躍する 豊かなまち “みやづ”

◆まちづくりの基本方針◆共に創る 海と文化の交流空間

- 取り組むべき課題とその解決に向けたまちづくりの方向性を踏まえて、5つの柱を設定しました

5つの柱（1）
地域経済力が
高まるまちづくり

方向性

観光交流地としての魅力を高めることで、全市域のあらゆる産業が連携しながら地域に活力を生む、地域経済力が高まるまちづくりを推進します。

5つの柱（2）
住みたい、
住み続けたいまちづくり

方向性

公共施設などの都市機能や都市基盤について、有効に活用しながら、長寿命化を進めるなど効率的な経営に努めます。

5つの柱（3）
安全・安心に生活でき、
環境にやさしいまちづくり

方向性

地域特性を踏まえ、災害に強い都市基盤の整備に努め、これまでにはなかった新たな課題にも柔軟に対応するように努めます。

5つの柱（4）
健康でいきいきと
幸せに暮らせるまちづくり

方向性

公共施設などの都市機能や都市基盤については、ユニバーサルデザインの考えを原則とし、バリアフリー化に取り組んでいきます。

5つの柱（5）
ふるさとを大切に
学びを深めるまちづくり

方向性

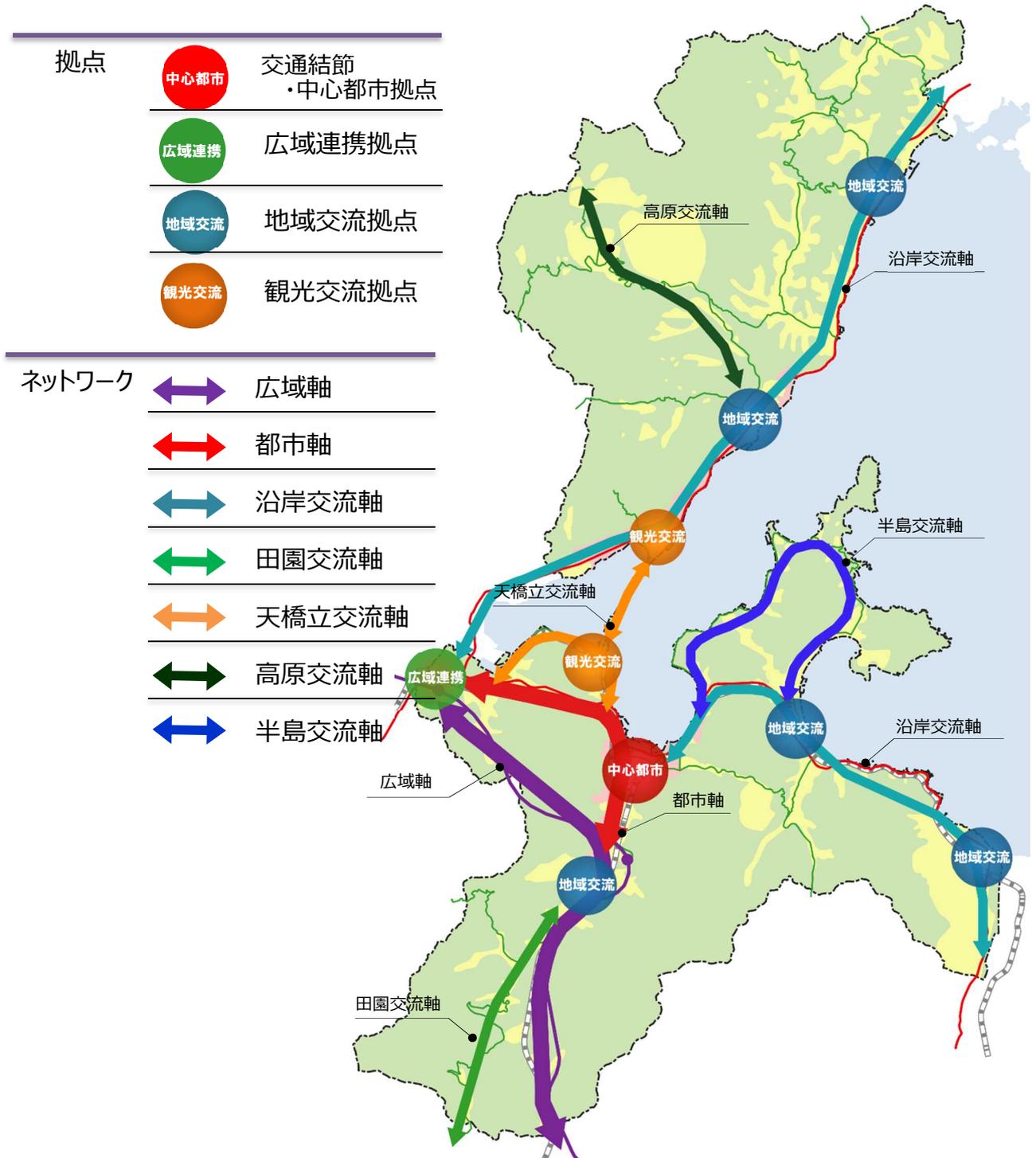
観光資源や地域資源といった宝を、後世まで継承していけるように、守り育てていくことに取り組んでいきます。

4. 全体構想

◆ 都市構造 ◆

◇◇ 都市構造 ◇◇

「共に創る 海と文化の交流空間」に向けて、都市機能の中心的役割を果たす「拠点」を設定します。また、それぞれを繋げるネットワークの形成を図ります。



4. 全体構想

◆土地利用の方針◆

◇◇ ゾーンの設定 ◇◇

「共に創る 海と文化の交流空間」に向けて、それぞれの地域特性に応じたまちづくりの方向性を示す「ゾーン」の形成を図ります。

■市街地ゾーン

宮津地区の既成市街地と、京都丹後鉄道岩滝口駅周辺に広がる市街地を、市街地ゾーンとします。

■観光市街地ゾーン

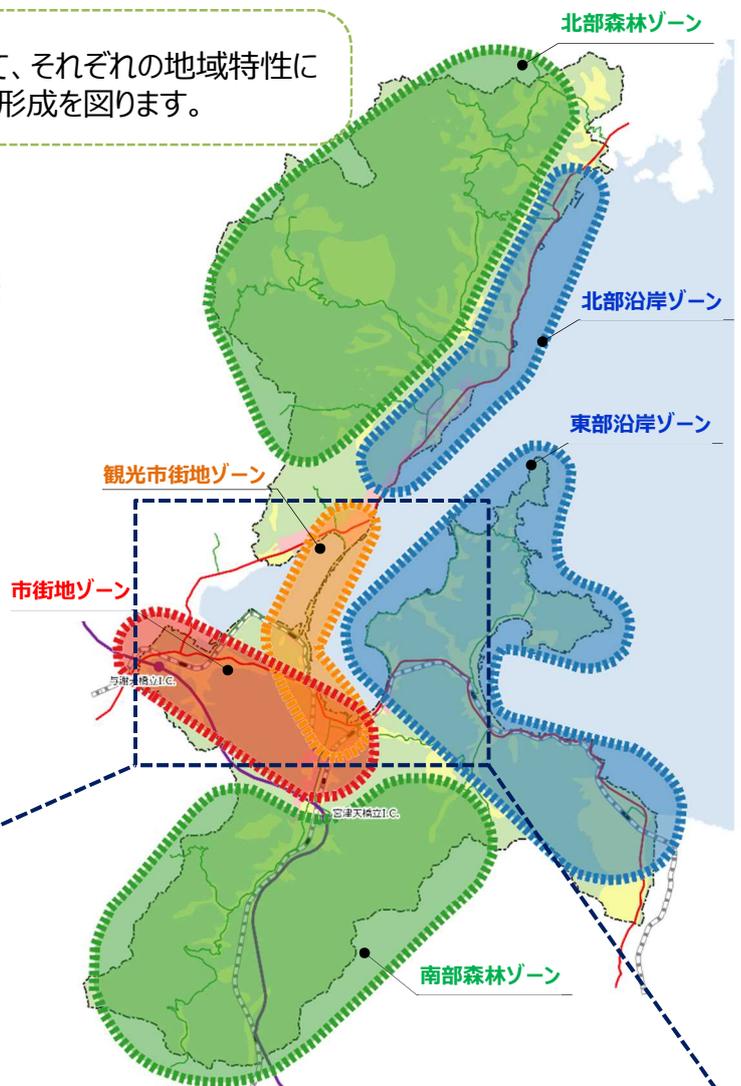
天橋立を中心とする文珠・府中の市街地及び宮津地区の既成市街地を観光市街地ゾーンとします。

■森林ゾーン

上宮津と市域北部の大半を占める緑豊かな森林・山村地区を、森林ゾーンとします。

■沿岸ゾーン

栗田、由良、日置、養老などの海岸沿いに形成された地区を、沿岸ゾーンとします。



■海と文化のゾーン（交流沿岸エリア）

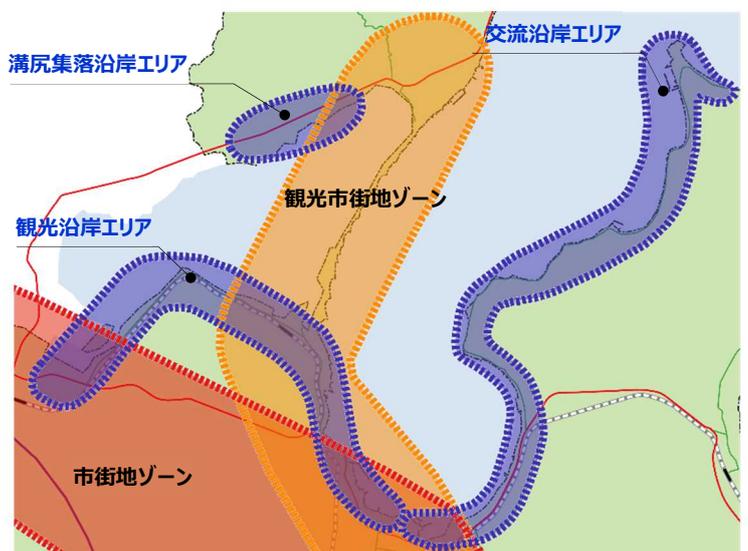
田井宮津ヨットハーバー周辺から島崎地域一帯までの沿岸部分を、交流沿岸エリアとします。

■海と文化のゾーン（観光沿岸エリア）

須津から「道の駅 海の京都 宮津」周辺までの沿岸部分を、観光沿岸エリアとします。

■海と文化のゾーン（溝尻集落沿岸エリア）

溝尻を中心とした沿岸部分を、溝尻集落沿岸エリアとします。



4. 全体構想

◆土地利用の方針◆

◇◇ 土地利用の基本的な考え方 ◇◇

- ・「共に創る 海と文化の交流空間」としての魅力を高める土地利用の展開
- ・快適な暮らしを支える適切な土地利用の展開
- ・安全・安心で快適・便利な効率的な土地利用の展開
- ・日本三景天橋立をはじめとする美しい自然、重要文化財旧三上家住宅などの観光資源や地域資源といった宝を、後世まで継承していけるよう、守り育てていく土地利用の展開
- ・農業振興等と統合が考慮された土地利用の展開

5. 都市整備方針

◆都市施設整備の方針◆

- ・市民生活を支え、観光交流地を実現する総合的な交通ネットワークの形成
- ・持続的に住み続けられるまちを目指し、都市施設の長寿命化を推進
- ・災害に強い都市基盤整備の促進
- ・誰もが気軽に外出することのできる、バリアフリー化されたまちづくり



◆景観形成の方針◆

- ・豊かな自然環境や歴史・文化など、地域固有の資源が織り成す景観を積極的に生かすまちづくり
- ・次世代へと引継いでいく景観の形成



◆住宅・住環境整備の方針◆

- ・ゆとりある暮らしを感じることもできる環境をハード・ソフト両面から創造
- ・誰もが安心して暮らせる住宅・住環境の整備



◆都市防災の方針◆

- ・総合的な防災・減災対策の実施と、市民の自主的な防災への取り組み
- ・市民の生命と財産を守り、安全で安心な暮らしを支える災害に強いまちづくり

6. ゾーン別構想

◆市街地ゾーン（東）◆

【まちづくりの基本的な考え方】

- ・ 城下町・港町文化を活かした交流拠点の形成
- ・ 丹後地域の広域的な拠点地区としての機能の強化
- ・ まちなか居住を進める、まちなかの暮らしの魅力向上

方向性

城下町・港まち交流文化都市としての
魅力の向上

【市街地ゾーン（東）構想図】



6. ゾーン別構想

◆市街地ゾーン（西）◆

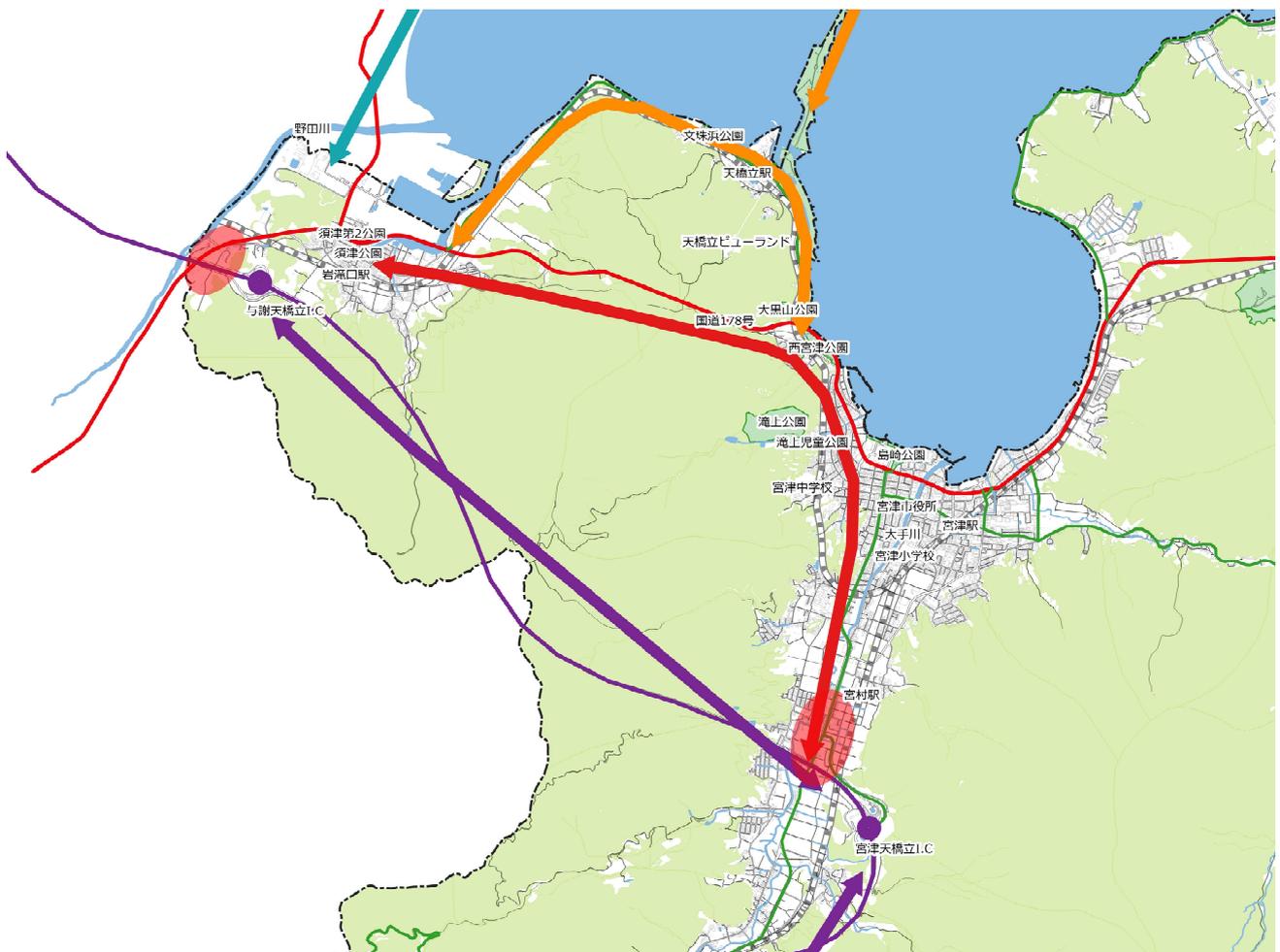
【まちづくりの基本的な考え方】

- ・ 京阪神からの玄関口としての機能強化
- ・ 広域連携拠点としての土地利用

方
向
性

市と京阪神を結ぶ
広域連携拠点の形成

【市街地ゾーン（西）構想図】



6. ゾーン別構想

◆ 観光市街地ゾーン ◆

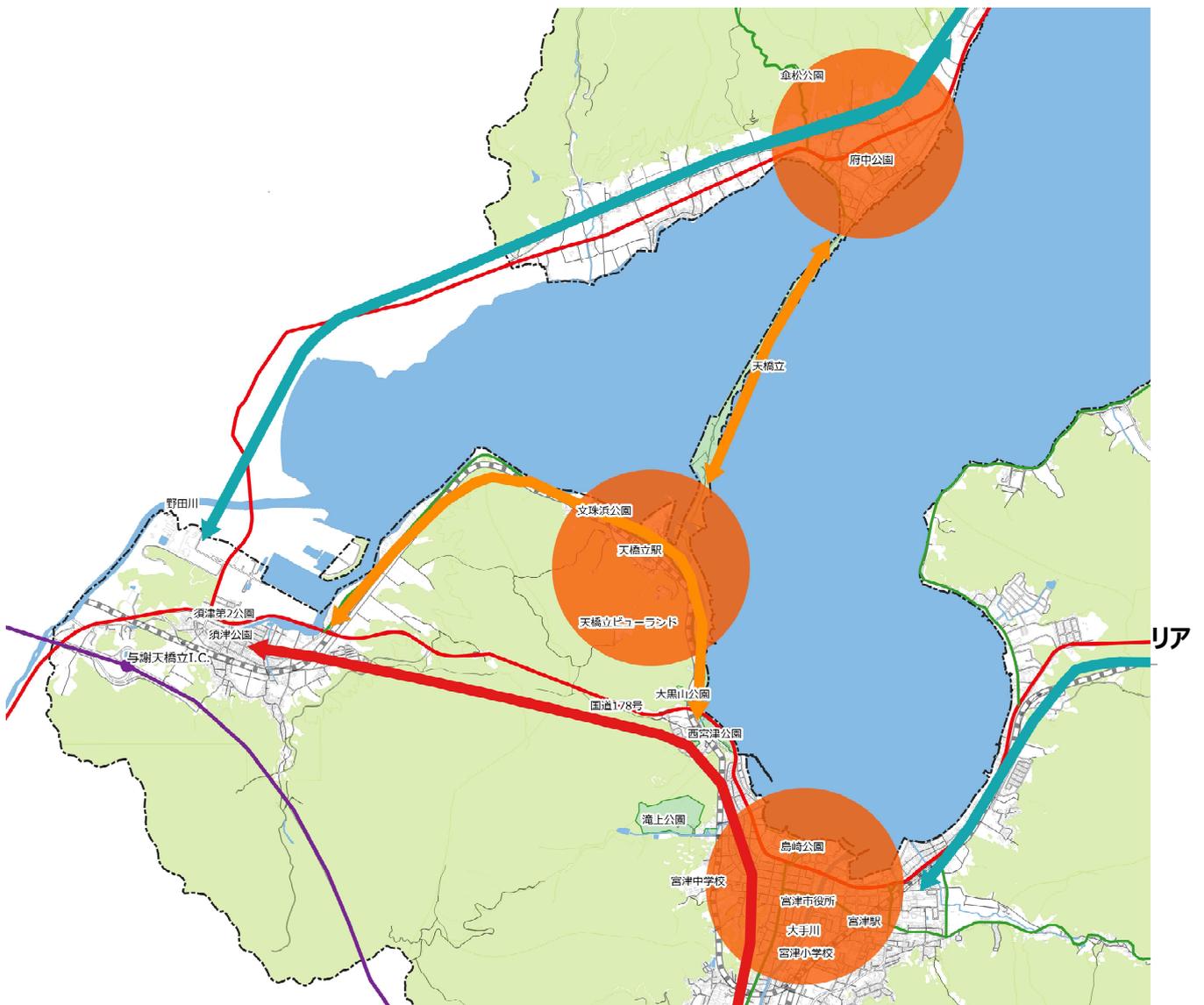
【まちづくりの基本的な考え方】

- ・ 観光街区としての街なみや機能の魅力化
- ・ 丹後の歴史ロマンを積極的に活用した観光開発

方
向
性

天橋立観光の魅力を高める環境づくり

【観光市街地ゾーン構想図】



6. ゾーン別構想

◆南部森林ゾーン◆

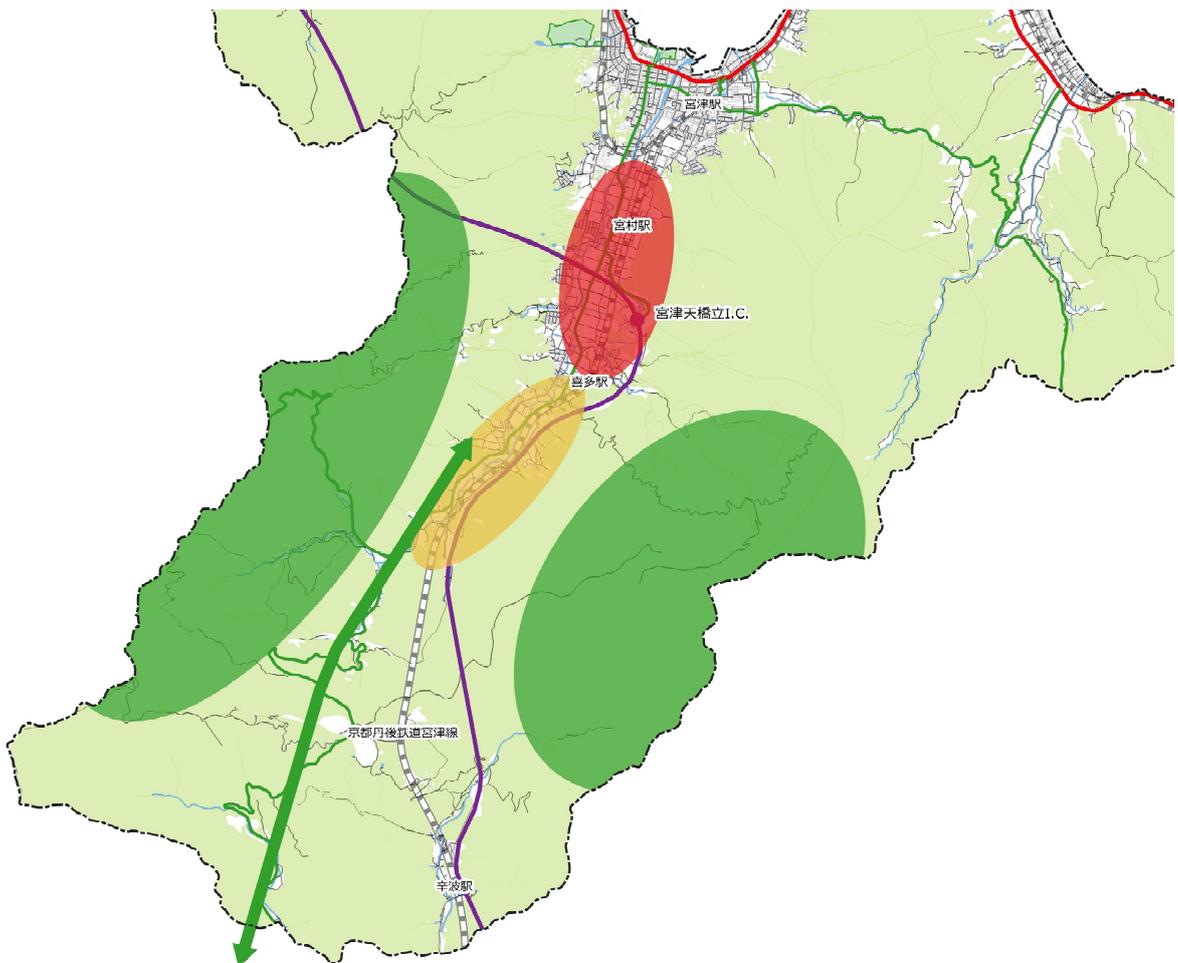
【まちづくりの基本的な考え方】

- ・ 豊かな環境の森林・田園地帯の形成
- ・ 魅力的な多自然居住地域の形成

方
向
性

里の文化があふれる
緑住環境の充実

【南部森林ゾーン構想図】



6. ゾーン別構想

◆北部沿岸ゾーン、北部森林ゾーン◆

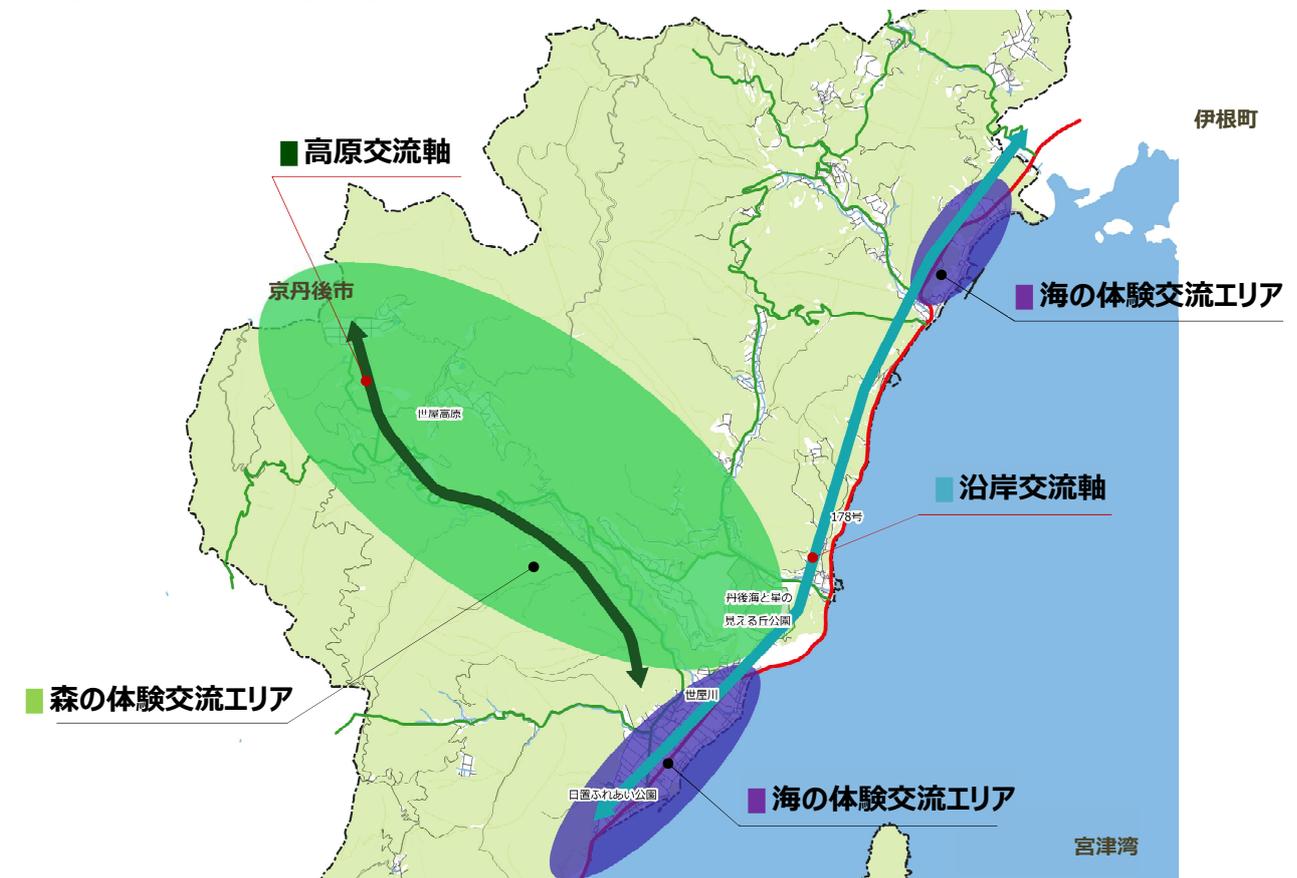
【まちづくりの基本的な考え方】

- ・ 海や山など多自然居住・交流エリアとしての展開
- ・ 地域活動と連動したまちづくり施策の展開

方
向
性

自然体験型観光を創造する環境づくり

【北部沿岸ゾーン、北部森林ゾーン構想図】



6. ゾーン別構想

◆ 東部沿岸ゾーン ◆

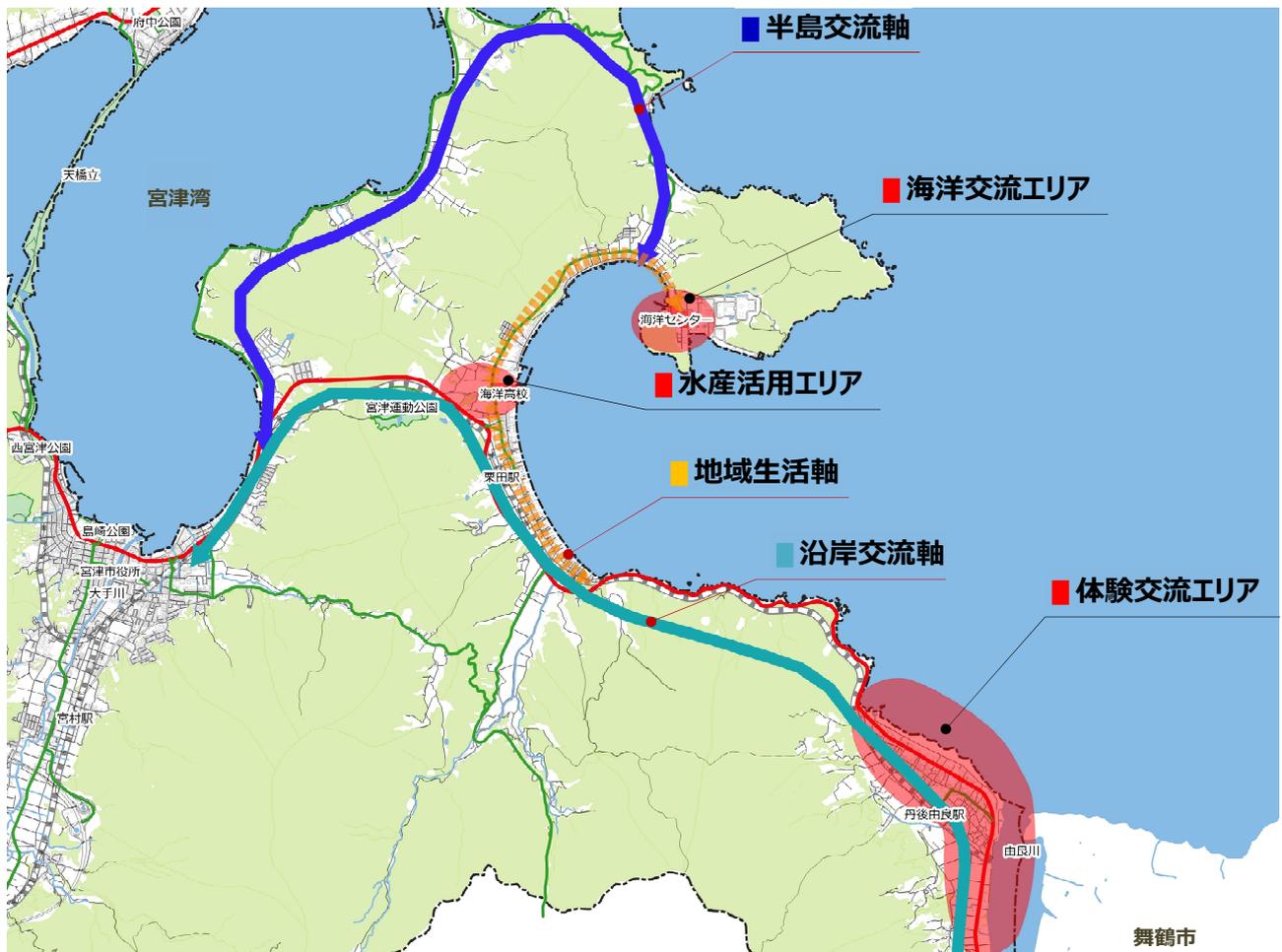
【まちづくりの基本的な考え方】

- ・ 農業と漁業、海浜レクリエーションの複合地区としての展開
- ・ 由良川流域圏における交流活動の展開

方
向
性

海の魅力を引き出す環境づくり

【東部沿岸ゾーン構想図】



6. ゾーン別構想

◆ 海と文化のゾーン（交流沿岸エリア、観光沿岸エリア、溝尻集落沿岸エリア） ◆

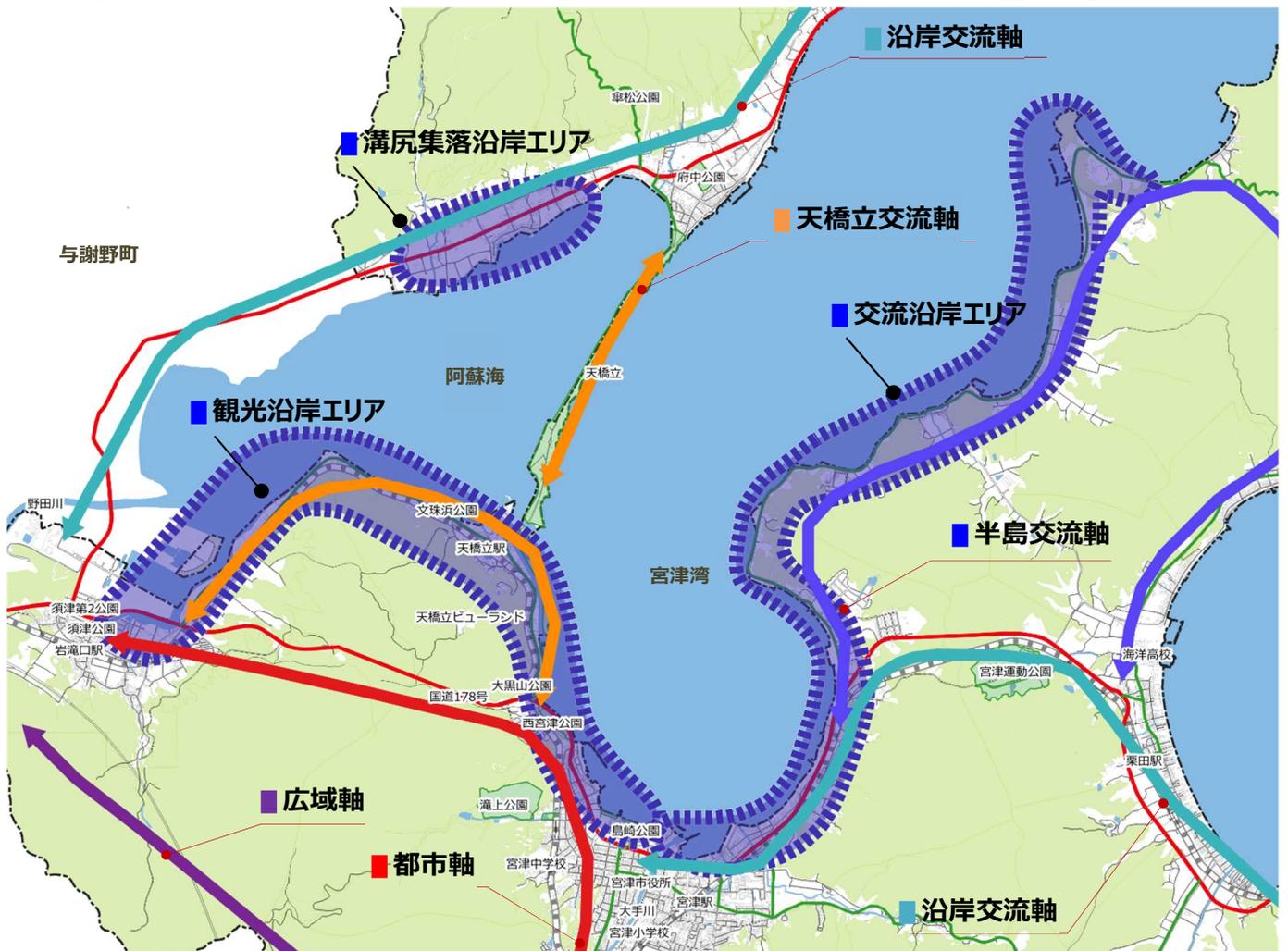
【まちづくりの基本的な考え方】

- ・ 海が近いという魅力の活用
- ・ 民間事業者等と連携した取組

方向性

海の魅力を引き出す共創のまちづくり

【海と文化のゾーン（交流沿岸エリア、観光沿岸エリア、溝尻集落沿岸エリア）構想図】



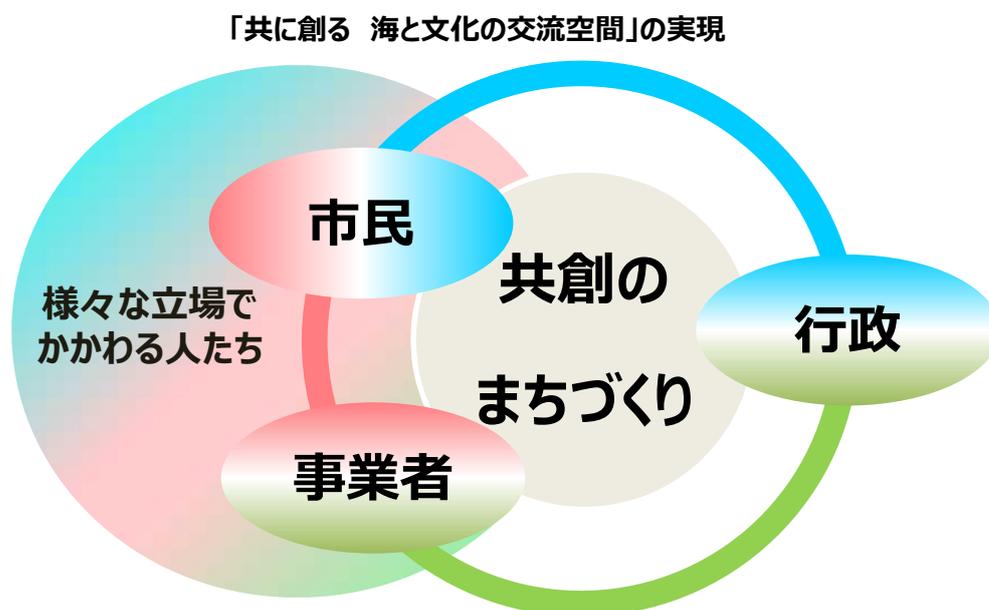
7. 都市計画マスタープランの活用と今後の展開

◆都市計画マスタープランの活用◆

- 本マスタープランは、都市計画を定める際の指針となるものです。今後は、本マスタープランに基づき都市計画を定め、「共に創る 海と文化の交流空間」の実現を目指します。
- 本マスタープランに基づき、共創の精神で、より良いまちづくりを進めていきます。

◆今後の展開◆

- 市民の皆さんや地域の各種団体、企業、宮津市に関心があり関わりを持つ人など、様々な立場で宮津市に関わる人たち(みんな)と一緒に話し合い、知恵を絞り、ともに力を合わせて創り上げること(共創)により、快適な住居環境と豊かな文化にあふれる個性的なまちづくりが実現します。



宮津市都市計画マスタープラン【概要版】

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345-1

TEL : 0772-45-1630 FAX : 0772-25-1691

<http://www.city.miyazu.kyoto.jp>